

## 菊川市自動販売機設置事業者選定要項（菊川市役所本庁舎）

### 1 概要（趣旨）

市有財産の有効活用と施設利用者の利便性の向上を目的として設置している菊川市役所本庁舎の自動販売機について、その設置事業者の選定を行う。

### 2 設置場所及び販売品目等

物件番号	施設名 (住所)	設置場所	販売品目・設置台数	重複可否	電気工事
①	菊川市役所 本庁舎 (菊川市堀之内61番地)	本庁舎1階 西通用口 通路	缶飲料、ペットボトル飲料・1台	不可	
②		本庁舎1階 食堂東 風除室南	缶飲料、ペットボトル飲料・1台	不可	
③		本庁舎1階 食堂東 風除室北	紙パック飲料・1台		
④		本庁舎屋外 階段西側	缶飲料、ペットボトル飲料・1台		要

(1) アルコール類（酒類）を除く飲料品とする。また、缶・ペットボトル・紙パックによる販売に限る。

(2) 基本飲料品とするが、一部に健康食品（栄養調整食品等）が入ることは可とする。

(3) 「重複可否」欄が「不可」の物件番号①②は、両方応募は可能だが、同一応募事業者がいずれについても設置予定事業者と選定された場合、申込書「重複優先」欄に○を記した物件を設置予定事業者とする。もう一方の物件は、次点の者を設置予定事業者とする。

(4) 「電気工事」欄が「要」の物件番号④は、屋外電気引き込み工事が必要。

### 3 販売手数料及び電気料等

(1) 販売手数料 自動販売機での販売実績に応じて、販売手数料を支払うものとする。

(2) 電気料金 自動販売機の稼働に必要な電気料金の実費を支払うものとする。電気料金は、毎月20日締切りで、子メーターにより使用電気料×単価で算出し、翌月10日（休日の場合はその翌平日）に、市指定の口座に振り込むものとし、振込手数料は設置事業者の負担とする。

(3) 販売価格 原則メーカー希望小売価格より10円引き。特段の理由等により、販売価格帯を新設又は変更しようとするときは担当部署と事前協議すること。

### 4 その他の費用負担

設置事業者は次の費用を負担するものとする。

(1) 自動販売機の搬入設置及び撤去に伴う運搬費、工事費（電気工事を含む。）等。

(2) 自動販売機の電気使用量を計測するための専用子メーターの設置費等。

(3) 自動販売機の稼働に必要な点検調整費、修理費等。

(4) 使用済容器処理費。

## 5 設置上の遵守事項

自動販売機の設置については下記の事項を遵守すること。

### (1) 自動販売機の設置

原則として令和3年4月1日（木）から9日（金）（土曜日、日曜日を除く）の間に自動販売機を設置する。自動販売機設置に伴い必要となる電気工事や既設物改修等について、図面を作成し担当部署へ提出すること。

### (2) 設置面積

- ① 自動販売機の大きさは、物件番号①はW1200×D600(mm)以内、物件番号②③はW1200×D700(mm)以内、物件番号④は上限なしとする。
- ② 自動販売機本体設置スペースのほか、使用済容器回収ボックス等の設置、転倒防止に必要な器具の設置並びに電気使用量を計測するための専用子メーター設置のためのスペースを含む。
- ③ 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず応募書類提出前に設置場所の確認をしておくこと。なお、確認には事前に担当部署に連絡をして施設内に立入りすること。

### (3) 安全対策等

- ① 自動販売機の設置にあたっては、「自動販売機の据え付け基準」（JIS規格）や「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会）等を遵守し、転倒防止措置等の安全確保を十二分に行うこと。その際に、できる限り躯体に負担がかからない方法で設置すること。
- ② 「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な許可を受けなければならない。

### (4) 使用済容器及び回収ボックス

- ① 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- ② 物件番号①の設置事業者は、本庁舎1階と2階の担当部署の指示する箇所に、それぞれに回収ボックスを設置すること。
- ③ 回収ボックスの規格
  - ・プラスチック製や金属製など、中長期の使用に適した耐久性をもつ素材とすること。
  - ・使用済容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分に収納できるものとする。
- ④ 使用済容器は、容器包装リサイクル法など関係法令を遵守し、不法投棄やマイクロプラスチックによる海洋汚染等の問題に留意し、適切に回収し、処理すること。

## 6 管理運営上の遵守事項

自動販売機の管理運営については下記の事項を遵守すること。

- (1) 設置事業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充、使用済容器の回収並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などには万全を期すこと。
- (2) 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機維持管理に努めるほか、故障時には即時対応すること。
- (3) 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

## 7 求める機能や商品等（内容点）

下記については必ず求める要件ではないが、内容点の審査項目として採点の対象とする。

### (1) 環境対策

- ① 省電力やノンフロン対応、ヒートポンプ機の使用など、環境負荷を低減した機器を導入する。
- ② 環境保全活動の啓発として「エコリンク菊川環境募金運動用自動販売機」とする。  
問合せ先 〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61  
菊川市役所 生活環境部 環境推進課  
TEL：0537-35-0916

### (2) デザイン

- ① デザインは景観に配慮した外観色とし公共機関にふさわしいものとする。
- ② ユニバーサルデザイン対応とし、できる限り、年齢や性別、障がいの有無を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫（低い位置に設置された商品選択ボタン、かがまらずに商品を取り出せる取出口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示等）された機器とする。

### (3) 防災対策

災害時において、菊川市災害対策本部もしくは、担当部署からの指示等があり、かつ設置した自動販売機が飲料を販売している場合、商品が無償提供することのできる体制を整える。

### (4) 商品の内容

- ① 水、お茶、コーヒー、牛乳、炭酸飲料、スポーツドリンク、栄養ドリンク、エナジードリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。
- ② 市内で生産された茶葉を使用している深蒸し菊川茶ペットボトルを販売する。販売に当たっては事前に、販売者遠州夢咲農業協同組合に相談すること。  
問合せ先 〒439-0004 静岡県菊川市和田1057-3  
遠州夢咲農業協同組合 茶業振興センター  
TEL：0537-35-3021

### (5) その他の機能・取組み

デジタルサイネージ、フリーWi-Fi、キャッシュレス、AED搭載、当たり付き等、(1)から(4)まで以外の特記する機能・取組み。

## 8 契約期間

令和3年4月1日（木）より1カ年とする。なお、期間満了の1カ月前までに、設置事業者または菊川市のいずれからも何ら申し出がない場合には、自動的に1カ年延長されるものとする。

## 9 契約の解除

- (1) 設置事業者の自己都合により自動販売機を撤去する場合は、事前に担当部署に書面により通知することで、担当部署の指示する方法により契約を解除することができる。
- (2) 設置事業者が契約内容に違反したとき、または遵守事項及び応募要件に定める資格等を満たさなくなったときは、契約を解除する。

## 10 自動販売機設置に伴う事故

設置事業者がその責を負う。

## 11 商品等の盗難及び破損

設置事業者は、商品及び自動販売機を汚損または毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

## 12 現状復旧

設置事業者は、自動販売機を撤去したときは、設置事業者の責任と負担のもとに現状復旧を行い、担当部署の確認を受けること。

## 13 応募要件

次の要件をすべて満たす法人または個人とする。

- (1) 自動販売機の設置業務において、1年以上の管理・運営実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当しないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体またはその構成員でないこと。

## 14 応募方法

### (1) 応募書類

- ① 申込書〈様式第1号〉※本社・本店の代表者名で提出すること
- ② 自動販売機設置に係る提案書〈様式第2号〉
- ③ 販売商品内容〈様式第3号〉
- ④ 設置する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力が分かるもの）

- (2) 応募期間 令和3年1月5日（火）～令和3年2月12日（金）
- (3) 応募方法 持参又は郵送
- (4) 応募先（担当部署） 〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61  
菊川市役所 企画財政部 財政課 資産経営係
- (5) 応募書類提出部数 原本1部及び副本6部

#### 15 質問方法

質問受付期間及び方法については以下のとおり。

- (1) 質問受付期間 令和3年1月5日（火）～令和3年1月28日（木）
- (2) 質問受付方法 電話またはEメール  
TEL：0537-35-0919  
E-mail：shisan@city.kikugawa.shizuoka.jp
- (3) 質問への回答 原則として、質問者に対して個別に回答する。応募事業者に共通する質問事項及び回答は、随時、菊川市ホームページに掲載する。

#### 16 設置予定事業者選定方法

- (1) 設置予定事業者は物件番号ごとに選定する。
- (2) 応募要件に定める資格を満たしている応募事業者を選定の対象者とする。
- (3) 「応募書類」等の審査を行い、総得点の最も高い者を設置予定事業者とする。なお、審査の結果、一定水準を満たす案件がない場合は「設置予定事業者なし」とする場合がある。
- (4) 設置予定事業者が、公正の取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合は、その者から、事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とする。

総得点（内容点+価格点）＝100点

内容点 30点（7 求める機能や商品等）

審査項目		小計点
(1) 環境対策	①環境負荷を低減した機器を導入	3点
	②エコリンク菊川環境募金運動用自動販売機	3点
(2) デザイン	①景観に配慮した外観色とし公共機関にふさわしいもの	3点
	②ユニバーサルデザイン対応	3点
(3) 防災対策	災害時、商品が無償提供することのできる体制	5点
(4) 商品の内容	①バラエティーに富んだ品揃え	3点
	②深蒸し菊川茶ペットボトルを販売	5点
(5) その他の機能・取組み	(1)から(4)まで以外の特記する機能・取組み	5点

価格点 70点

申込販売手数料率	申込販売手数料率に基づき算定	70点
----------	----------------	-----

## 17 結果の公表及び報告

- (1) 結果については、菊川市ホームページに掲載し、応募事業者には電話またはEメール等により報告する。
- (2) 経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 18 留意事項

- (1) 事情により各種期限を変更し、またはやむを得ない事情により募集を延期若しくは取りやめる場合がある。
- (2) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された書類は、原則として返却はしない。
- (4) 菊川市情報公開条例の規定に基づき、提出された書類を公開することがある。
- (5) 本選定要項に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

## 19 令和元年度売上本数等（参考）

- (1) 物件番号①は12,600本。物件番号②は4,000本。物件番号③は未確認。
- (2) 物件番号④は新規設置。開庁時間外、図書館利用者、体育館利用者、通学中の高校生等の利用が見込まれる。

## 20 菊川市役所本庁舎1階平面図（抜粋）

